**別　表**

太鼓演奏会の開催事業 委託金交付基準

［事業者の資格］

|  |
| --- |
| 次に掲げる太鼓団体等 |
| １．公益財団法人日本太鼓財団に所属する支部 |
| ２．公益財団法人日本太鼓財団の支部で構成される地区ブロック団体 |
| ３．その他特に運営委員会が認めた団体 |

［事業及び対象経費並びに委託金の額］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 対象となる経費 | 委託金の額 |
| 委託事業 | 謝金（出演謝金、技術者謝金等）  ※出演謝金総額の上限は100万円とする  また、１団体当たりの出演謝金上限は  　当財団規定に基づき10万円とする  旅費（出演団体旅費・宿泊費、  　　　スタッフ交通費等）  物件費（看板作成費等）  印刷製本費（チラシ・ポスター、  　　　　　　プログラム等）  事務費（太鼓運搬費、郵便代等）  会議費（会場費、弁当飲物代等）  ※合同演奏練習で使用する会場費等も  対象とする  雑費（記録費、保険料、著作権使用料、  　　　振込手数料等）  ※新型コロナウイルス対策諸経費も対象  　とする | 原則として  １事業300万円まで  ＊原則以外は  運営委員会にて  決定 |